

けいかくさくていかいぎ
2011/7/28計画策定会議

しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ぼうりつ がいよう
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

もくてき
目的

しょうがいしゃ たい ぎゃくたい しょうがいしゃ そんげん がい しょうがいしゃ じりつ
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立
および社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であ
ること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を
受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援
のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援
等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的
とする。

ていぎ
定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある
ものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当
な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 2 「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設
従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待をいう。

ぎやくたいぼうししきく 虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。
ようごしや しょうがいしゃぎやくたい
養護者による障害者虐待
しちょうそん せきむ そうだんとう きよしつかくほ れんけいかくほ
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保
しょうがいしゃふくししせつじゅうじしやとう しょうがいしゃぎやくたい
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
せっちしやとう せきむ とうがいしせつとう しょうがいしゃ たい ぎやくたいぼうしとう
[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等
のための措置を実施
しょうしや しょうがいしゃぎやくたい
使用者による障害者虐待
じぎょうぬし せきむ とうがいじぎょうしょ しょうがいしゃ たい ぎやくたいぼうしとう
[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等の
ための措置を実施
- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

た その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。